

出題趣旨・採点基準（民事訴訟法）配点50点

第1問と第2問では、訴訟当事者が法人である場合の代表者の地位を問われている。代表者は、法人とは別人格であって、訴訟当事者でないことを踏まえて、第1問・第2問を通じて整合的に論じられているかどうかの評価の対象である。

第3問は、重複起訴の禁止に関する。結論的には重複起訴の禁止に該当しないと考えるべきであるが、その理由が整合的かつ説得的に述べられているかが評価の対象である。